

地方独立行政法人長崎市立病院機構理事会規程

平成24年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構定款（平成24年4月1日制定。以下「定款」という。）第13条に規定する理事会に関し、定款に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(開催等)

第2条 理事会は、原則として月1回開催するものとする。ただし、理事長が必要と認めるとときは、臨時に開催することができる。

2 理事会に付議すべき事項は、招集の際役員（監事を除く。）に通告しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(書面等での決議)

第3条 緊急を要し臨時に理事会を開催する暇がないと認めるときは、書面等での決議をもって理事会の決議があつたものとする。

(関係人の出席)

第4条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会に關係する有識者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議長の職務代理)

第5条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指定する者が、その職務を代理する。

(決議事項等)

第6条 定款第16条第6号に規定する理事会が定める重要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運営方針・経営方針に関する事項
- (2) 業務実績等報告書に関する事項

- (3) 診療科目の追加、廃止及び変更並びに病床数の変更に関する事項
- (4) 地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）がその当事者である不服申し立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項
- (5) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項
- (6) 地方独立行政法人長崎市立病院機構内部統制に関する規程（平成31年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第1号）第9条第2項第7号に規定する是正措置及び再発防止措置

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項は、理事長において、これを専決処分にことができる。この場合において、当該専決処分をしたときは、理事長は、これを理事会に報告しなければならない。

- (1) 訴訟物の価額が300万円以下の訴えの提起並びに目的物の価額が300万円（交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金額の最高限度額に相当する額）以下の和解、斡旋、調停及び仲裁
- (2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が300万円（交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額）以下のもの

3 定款第16条第5号に規定する規程の軽微な改正は、次に掲げる改正とする。

- (1) 法令の改廃に伴い、引用している当該法令の題名、条項の移動等に関する規定の改正
- (2) 語句等の訂正に係る改正
- (3) 様式の改正（廃止を含む。）
- (4) 業務等において実質的な変更を伴わない改正
- (5) 理事会において既に承認された事項に関する規定の改正
- (6) 法の改正に伴う規定の改正

4 次に掲げる事項は、理事会において報告するものとする。

- (1) 定期の予算執行状況及び経営状況に関する事項
- (2) 重大な医療事故及び院内感染に関する事項
- (3) 法人が賃借人となる予定価格2,000万円以上の賃貸借の契約及び法人の業務に関する予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負の契約に関する事項
- (4) 訴訟の現況に関する事項
- (5) 内部統制に関する重要事項

(議事録)

第7条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規程第7号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規程第18号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月28日規程第1号)

この規程は、平成27年2月2日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規程第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規程第5号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月17日規程第10号）

この規程は、令和2年4月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年11月10日規程第17号）

この規程は、令和2年11月10日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則（令和3年3月25日規程第7号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月18日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。